1 会議名

第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
 - (1) 障害者差別解消法及び協議会の役割及び運営について
 - (2) 市への相談受理後の支援体制について
- 3 開催日時

令和元年8月6日(火)午後1時30分から

4 開催場所

上越市役所 401 会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

- 7 出席した者 (傍聴人を除く。) 氏名 (敬称略)
 - ·委員:河合康、朝日啓、西山工三、大山真鶴佳、川澄隆章、水島純 平、高橋小弓、稲田強、山田英理子、松原義一、吉原富男、飯田恭子、山本条太郎、飯塚俊子、塩崎千恵子
 - 事務局:大山健康福祉部長、福祉課 北島課長、大瀧副課長、佐藤係長
- 8 発言の内容

(北島課長) ただいまから、令和元年度第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会を開会いたします。 本日はご多用の中、お集りいただき誠にありがとうございます。私は上越市福祉課長の北島と申します。会長・副会長の選任までの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の会議時間は概ね1時間半程度を予定しておりますので、進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、次第2の委嘱状を交付いたします。委嘱状は大山健康福祉部長から 交付させていただきます。

(委嘱状交付)

続きまして、大山部長がご挨拶を申し上げます。

(大山部長) (挨拶)

(北島課長) 続きまして次第4の委員紹介でありますが、事務局からお配りしました委員名簿の順に一言挨拶をお願いいたします。

(委員) (挨拶)

(北島課長) 次に次第の5ですが、上越市障害者差別解消地域支援協議会設置要綱第4条の規定により、会長及び副会長の選任に移らせていただきます。設置要綱では、会長及び副会長は委員の互選によりそれぞれ1人を定めることとなっております。事務局の案といたしましては、会長は上越教育大学院教授河合康委員、副会長は上越市社会福祉協議会 大山真鶴佳委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

ご異議がないようですので、会長は河合委員、副会長は大山委員からお 引き受けいただきたいと存じます。それでは会長、副会長の席に移動して いただき、恐れ入りますが一言ずつご挨拶をお願いいたします。

- (河合会長) 上越教育大学の河合と申します。前回から引き続き会長を務めさせていた だきます。限られた時間ですが効率的に忌憚のないご意見を頂き、上越市 障害者差別解消の達成のため議論できるように議事を進めたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
- (大山副会長) 大山と申します。初めての委員で勝手のわからない部分もありますが皆様と沢山意見を交換して上越市における差別解消のためにがんばっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- (北島課長) それでは、次第6の議事に移らせていただきます。本日は委員総数15人中、出席委員数は15人であります。半数以上の出席がありますので、設

置要綱第5条第2項の規定により会議は成立していることを報告します。 設置要綱第5条第1項の規定に基づき議長は会長が行うこととなっておりますので、この後の議事の進行は河合会長からお願いいたします。

(河合会長) しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいた します。

それでは、議題に従い進めさせていただきます。

議題の「(1) 障害者差別解消法、協議会の運営等について」、事務局から説明をお願いします。

(大瀧副課長) (資料1~4説明)

(河合会長) 今ほど事務局から説明がありましたが、「今年度の本協議会の進め 方」、「協議会運営に関する確認事項(案)」及び「スケジュール (案)」については事務局からの提案のとおりとすることで、よろしい でしょうか。

> それでは、「今年度の本協議会の役割」、「協議会運営に関する確認 事項(案)」、「スケジュール(案)」に対し、協議会として事務局の 提案のとおりとすることといたします。

> 次に、議題の「(2) 市への相談受理後の支援体制について」事務局から 説明をお願いします。

(大瀧副課長) (資料5説明)

(吉原委員) 資料 5 の図を見ますと市の窓口の福祉課とありますが、他の課に相談が いった場合でも受け付け体制が構築されていたと思うのですが、それも 含めてということでしょうか。

(大瀧副課長) 共生まちづくり課にも市民相談窓口がありますし、例えば役所の前の点字ブロックをどうにかしてほしいというような要望でしたら福祉課ではなく担当所管の課に行くなど、庁内で情報共有できるような体制になっています。

(松原委員)

当事者の立場から懸念があります。相談に来る場合は差別や虐待と区別 して来るわけではなくて苦情という形で来ると思います。福祉課という とハードルが高いので、相談事業所や相談支援専門員に相談することが 多いのではないかと思います。中でも多い相談は日常生活の大半を占め る事業所でのサービスの状態やグループホームでの扱い、一般就労です と企業の対応など、日常の部分が多いです。そして自分の相談員が同じ 法人だと相談員も困るし、若い人ですと自分の上司に火の粉がかかると 困るといった忖度が出てくることもあります。保護者の立場だと、お世 話になっている支援員に冷たくあしらわれてしまうのではないかとか、 事業所が不満だったら退所していいよ、と言われるのではないかとか、 就労だったらクビにされるのではないかといった波及の心配があります。 この協議会でもあがってきた苦情の事例は数件であり、氷山の一角であ ります。でも相談支援員は担当者を沢山抱えており思うように相談に乗 れないジレンマもあり、どうすればよいかわかりませんが改善していか ないと相当埋もれていると思います。苦情はないに越したことはないで すが、不手際を改善するためには必要なものであるし言いにくいことも あります。内面的な改善も考えていきたいと思います。

(大瀧副課長)

なかなか事業所には言いにくいけれど改善しないと困るということで保護者から市へ相談があった件もありました。相談支援事業所指定の権限は市がもっていますので、研修啓発というところは市で指導させていただきます。事業所についての権限は県になりますが、同じ法人といえども繋がりすぎてしまうとよくないと言われており、市には管理部門の方々と話す機会もありますのでしっかりと対応してくださいとお願いしていきたいです。少しずつにはなりますが理解を広げていきたいと思います。

(河合会長) 次に、議題の「(3) 意見交換」に入ります。 事務局から、意見交換の内容について説明をお願いします。

- (大瀧副課長) 第1回目の会議ですので、各委員から一言ずつ発言いただきたいと思います。また、今ほどの事務局からの説明に対し質問等がありましたらあ わせてお願いします。
- (朝日委員) 法律相談の中で障害者の件もありますが、なかなか法的なアドバイスだけでは解決できない問題もあります。このような委員に選任されたことをきっかけに、お役に立てることができればと思います。
- (西山委員) 相談窓口として最低月1回は市民プラザで受けております。その中の経験で障害者の問題ですが鮮明に覚えているものがあります。精神障害の方で病院での入院が長くなっていたのですが地域の中で生活していく方向性が出てきている中で、母親の世話もしている兄が弟も退院して出てくると負担が大きいという相談でした。その時は、それぞれの施設や病院の中で相談をする窓口があるので、兄弟ということで一概に請けなくてはならないという状況の中でどのように対応すればよいか聞いてみてください、とお話しました。基本的に人権が侵害されているかというところですが、日常の中で差別を受けている、といったことで相談の窓口も広くやっているところです。障害者の問題についても対応を考えていかないといけないと考えています。
- (川澄委員) 我々は日々障害者の方と接する時間が長いです。差別をしたり虐待をしてしまう立場になり得る可能性があるのでそういうことに気をつけないといけないと思っています。福祉施設というのは地域に開放された外から見える風通しの良い施設でなくてはならないと改めて感じています。そのためには自分達が発信したり地域と協力して取り組んでいかなくてはならないと日々感じています。また通っている利用者の声を一つ一つ拾い上げて自分たちの中でどうすることもできないことがあるので、その時は各関係機関の相談支援専門員や行政の方々と相談しながら差別や虐待を一つでもなくしていければと考えております。
- (水島委員) 夏休みに入り障害をもったお子様と接していく中で、母親たちが自分達の時間のためにレスパイトすることもあります。子供の支援はもちろんですが親御さんの支援も大切で、親自身が差別をしないとかハンディキャプをもっていない兄弟と差別をしないといったことが大事と改めて実感しました。また行政機関とも相談していきたいと思いました。

- (高橋委員) 日々障害をもった人達と接していますが、苦情の受付窓口にもなっています。福祉の施設だからといって全ての人に福祉の資格があるわけではありません。運転や調理といった職員とのふれあいの中で、虐待や福祉の視点を学んでいかないといけないと感じています。感情的に言われてしまうと感情的に返してしまうことがあるので、両方のフォローが大事になってきていると感じます。事業所として満遍なく人権についての研修をしていかなくてはいけないと改めて思いました。
- (稲田委員) 相談支援専門員として障害者の相談の業務をしています。松原委員も おっしゃっていましたが、事業所にものが言い辛い現状があります。こ の会に参加させていただいて、事業所にも対等にものを言えるようにと 思いますし、担当している人を第一に考えて支援していかないといけな いと痛感しました。
- (山田委員) 病院に来られる患者さんの多くは精神障害者または知的障害者の方です。 精神障害者は差別を受けてきた歴史がありますし、今現在もあります。 施設入所したい時や退院して戻るときに障害を理由に渋られることもあ りますし、就労するときに不当な発言や扱いもあります。その都度、患 者さんに不利益がないように対応しています。
- (松原委員) 手をつなぐ育成会では昨年から「同じ立場の相談室」を立ち上げました。 気軽に相談に来て下さいと呼びかけていますが、その時の話が先ほどの 話にもつながっていきます。困っていることとして、支援学校には情報 があり保護者にも理解がありますが、支援学級には障害受容だとか進路 選択などの課題を抱えています。最終的に引きこもりになったり 10 代 で自殺してしまうこともあります。支援学級の親の考えで高校進学、高 卒、卒業後の就労と進むお子様もいます。ですが私どもから見ると、全 く理解できない授業を3年間我慢して受けるよりは、支援学校に行って 社会に出る知識を学んだ方が良いとの思いもあります。一番大事なのは 「身辺自立社会性」であり、そこの不備でほとんどが辞めてしまいます。 就労定着の数字を調べてみると1年で3割ほど残り7割が辞めてしまい ます。障害受容していないために、手帳を持っていないためサービスに ついても知らないし使えない、家庭の中での解決ができなくて引きこも りになり二次障害で鬱病になってしまう事例が見受けられます。卒業す ることが目的ではなく、社会に出ることが目的です。社会に出た後にど うなるかという情報が伝わっていないため、進路を間違って進んでいる

ケースが多々あるので、なんとかしたいと取り組んでいます。ここにおられる相談の方の知識が学童の保護者に伝わると進路も変わってくるのかなと思います。教育の中に福祉の入り込む部分があるといいなと考えております。差別解消とは違うかもしれませんが、普段の活動の感想でした。

- (吉原委員) 最近いろいろな事件が起きている中で精神障害の方が関わっていることもあり心を痛めています。当事者と関わる中でストレスを抱えた家族の居場所をつくって月2回ほど相談しています。精神障害は難しい問題を抱えていて課題が多くあります。一つでも多くの解決に向けて上越版地域福祉計画の中で検討して頂きたいと思っています。そして家族を含めた支援をシステムの中で考えてほしいと思います。
- (飯田委員) ハローワークで企業と障害者を結ぶ仕事の中で、障害者の差別や虐待の 相談は日常的に受けています。そこにはお互いの理解不足があると感じ ています。人手不足なので高校卒業すると一般就労はできますが、入っ ても続かなくて辞めてしまう現実があります。お互いを理解する意識を 醸成することが必要でありますし、差別をなくす近道なのかなと思いま す。
- (山本委員) 警察では日頃から障害者の方の事案対応、家族からの相談、障害者虐待など対応していますが、警察だけでは対応できない部分もあるので関係機関の方々と連携して対応していきたいと思います。
- (飯塚委員) 保健所でも多くの障害者の方の窓口対応もありますが、差別と気づかず にやってしまっていることもあると思うので、アンテナを高くして キャッチして相談の適切なところに繋ぎ発信していくことが大切だと 思っています。障害者差別解消の法律自体は支援者や当事者の間では広まっていますが、一般の方達には知らない方も多いでしょうし広く啓発していきたいなと思います。
- (塩崎委員) 民生委員は一般の人がなるので障害者の知識が全くない方もいます。精神障害と知的障害は何が違うのか、という質問もありました。私も障害者部会に入り、民生委員に理解してほしくて研修を行い、私が会長になってからは施設を訪問させて頂いて、工賃ですとか働く環境を民生委員に知ってもらっています。民生委員から障害者の理解を深めていって、

各地区に戻ってから他の民生委員の方にも障害者の理解を深めてほしいと思っています。

(河合会長) ありがとうございました。

以上で本日予定されていた議事は終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。

(北島課長) ありがとうございました。

最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。

(大瀧副課長) 本日の会議録につきましては作成次第会長及び副会長からご確認いただいたとこので、よろしくお願いします。

また、第2回の協議会については、資料のとおり来年2月の開催とさせていただきたいと考えています。後日、日程照会をさせていただきますので、お手数ですがご回答くださるようお願いします。

(北島課長) 以上を持ちまして、本日の協議会を終了いたします。本日は誠にありが とうございました。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課福祉第一係 TEL: 025-526-5111 (内線 1150)

E-mail: fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。